

中間年評価（第5期対策）の目的と方法

1. 制度上の位置づけ

- 中山間地域等直接支払交付金実施要領 第2条2項(3)において、
交付金の交付に当たっては、中立的な第三者機関を設置し、実行状況の点検、施策の効果の評価等を行い、基準等について不断の見直しを行っていくことが必要
- また、同要領 第13条において、交付金の評価は中間年評価、最終年評価とし、
 - ・市町は、集落等の取組状況を評価し、その結果を県へ報告
 - ・県は、市町からの報告内容を第三者機関で検討し、評価するとともにその結果を国へ報告

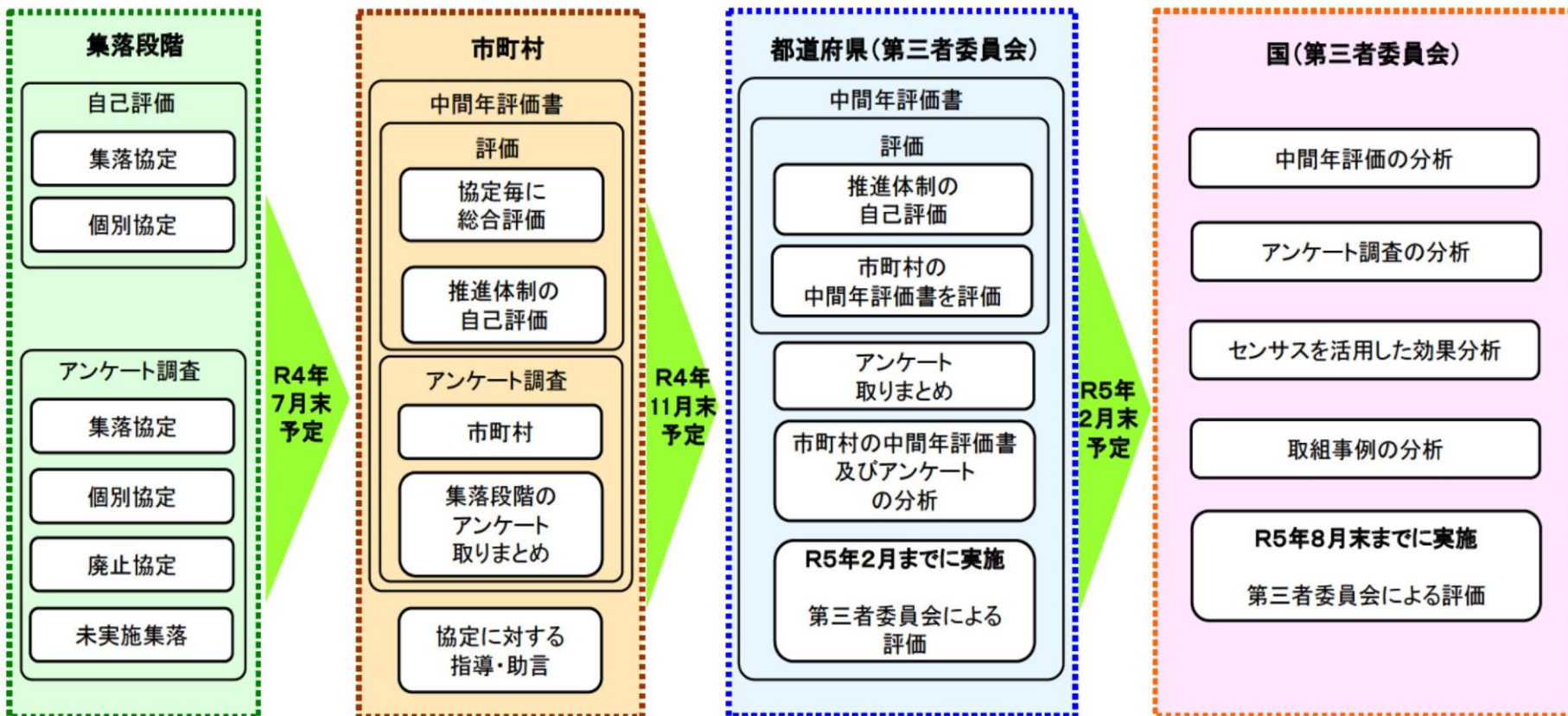
2. 中間年評価の趣旨

- 協定活動の実施状況や目標達成見込みの点検
- 集落協定や廃止協定、未実施協定を対象としアンケート調査により、制度の効果・課題、中山間地域の現状を把握すること

3. 評価方針

- 協定における取組状況等について、集落、市町、県、国の各段階で実施

中間年評価の流れ



取組期間: R4.6月～7月(予定)

- ① 市町村による協定代表者等に対する自己評価書、アンケート調査票の配布
- ② 協定代表者等による自己評価書、アンケート調査票への記入、市町村への報告(報告期限は市町村が設定)

取組期間: R4.8月～11月(予定)

- ① 推進体制の自己評価、アンケート調査票への記入
- ② 集落協定等の総合評価
- ③ 集落段階のアンケート調査票の確認、取りまとめ
- ④ 中間年評価書の作成
- ⑤ 中間年評価書を都道府県に報告(報告期限は都道府県が設定)
- ⑥ 評価結果に「△」が付された集落協定等に対する指導・助言

取組期間: R4.12月～R5.2月(予定)

- ① 推進体制の自己評価を記入
- ② 市町村中間年評価書の評価
- ③ アンケート調査票の確認、取りまとめ
- ④ 中間年評価書(案)の作成
- ⑤ 第三者委員会において中間年評価書进行评估
- ⑥ 中間年評価書を国に報告及び公表

取組期間: R3年度～R5.8月

- ① 中間年評価の分析
- ② アンケート調査結果の分析
- ③ センサス調査結果を活用した効果分析
- ④ 取組事例の分析
- ⑤ 中間年評価結果(案)の作成
- ⑥ 第三者委員会において中間年評価結果を評価
- ⑦ 中間年評価結果を公表